

議案第 6 2 号

山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

山陽小野田市市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例
山陽小野田市都市公園条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 6 0 号）の一
部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

占用物件名	単位	使用料の額
第 1 種電柱	1 本につき 1 年	3 5 0 円
第 2 種電柱		5 4 0 円
第 3 種電柱		7 3 0 円
第 1 種電話柱		3 2 0 円
第 2 種電話柱		5 0 0 円
第 3 種電話柱		6 9 0 円
その他の柱類		3 2 円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル	3 円
地下電線その他地下に設ける線類	につき 1 年	2 円
変圧塔その他これに類するもの	1 個につき 1 年	6 3 0 円
法第 7 条第 1 項第 1 号に規定するもの で上記以外のもの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	6 3 0 円

水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が70ミリメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	13円
	外径が70ミリメートル以上100ミリメートル未満のもの		19円
	外径が100ミリメートル以上150ミリメートル未満のもの		28円
	外径が150ミリメートル以上200ミリメートル未満のもの		38円
	外径が200ミリメートル以上300ミリメートル未満のもの		57円
	外径が300ミリメートル以上400ミリメートル未満のもの		76円
	外径が400ミリメートル以上700ミリメートル未満のもの		130円
	外径が700ミリメートル以上1,000ミリメートル未満のもの		190円
	外径が1,000ミリメートル以上のもの		380円
郵便差出箱	1個につき1年	270円	
公衆電話所		630円	
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮	占有面積1平方メートルにつき	当該土地の価格の1000分の	

設工作物	1日	0.2を超えない額の範囲内で市長が定める額
標識	1本につき1年	500円
警察署の派出所及びこれに附属する物件又は天体、気象若しくは土地観測施設	占有面積1平方メートルにつき1年	630円
工事中用板囲い、足場、詰所その他の工事中用施設又は土石、竹木、瓦その他の工事中用材料置場	占有面積1平方メートルにつき1月	96円
業として行う映画撮影及び興行のための仮設工作物	1日につき	9,000円

」

を

「

占有物件名	単位	使用料の額
第1種電柱	1本につき1年	480円
第2種電柱		730円
第3種電柱		990円
第1種電話柱		430円
第2種電話柱		680円
第3種電話柱		940円
その他の柱類		43円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円
地下電線その他地下に設ける線類		3円
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	850円
法第7条第1項第1号に規定するもので上記以外のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	850円

水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260円
	外径が1メートル以上のもの		510円
郵便差出箱			1個につき1年
公衆電話所			850円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		占有面積1平方メートルにつき1日	当該土地の価格の1000分の0.2を超えない額の範囲内で市長が定める額
標識		1本につき1年	680円

警察署の派出所及びこれに附属する物件又は天体、気象若しくは土地観測施設	占有面積1平方メートルにつき 1年	850円
工事中用板囲い、足場、詰所その他の工事中用施設又は土石、竹木、瓦その他の工事中用材料置場	占有面積1平方メートルにつき 1月	87円
業として行う映画撮影及び興行のための仮設工作物	1日につき	9,000円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山陽小野田市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可したものから適用し、同日前に使用許可したものについては、なお従前の例による。

議案第62号参考資料

山陽小野田市都市公園条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2（第10条関係）			別表第2（第10条関係）		
2 都市公園を占有する場合			2 都市公園を占有する場合		
<u>占有物件名</u>	<u>単位</u>	<u>使用料の額</u>	<u>占有物件名</u>	<u>単位</u>	<u>使用料の額</u>
第1種電柱	1本につき1年	480円	第1種電柱	1本につき1年	350円
第2種電柱		730円	第2種電柱		540円
第3種電柱		990円	第3種電柱		730円
第1種電話柱		430円	第1種電話柱		320円
第2種電話柱		680円	第2種電話柱		500円
第3種電話柱		940円	第3種電話柱		690円
その他の柱類		43円	その他の柱類		32円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3円
地下電線その他地下に設ける線類		3円	地下電線その他地下に設ける線類		2円
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	850円	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	630円
法第7条第1項第1号に規定するもので上記以外のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	850円	法第7条第1項第1号に規定するもので上記以外のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	630円

水道管、	外径が0.07メートル	長さ1メートル	18円
下水道	ル未満のもの	につき1年	
管、ガス	外径が0.07メートル		26円
管その他	ル以上0.1メートル		
これらに	未満のもの		
類するもの	外径が0.1メートル		38円
	以上0.15メートル		
	未満のもの		
	外径が0.15メートル		51円
	ル以上0.2メートル		
	未満のもの		
	外径が0.2メートル		77円
	以上0.3メートル未		
	満のもの		
	外径が0.3メートル		100円
	以上0.4メートル未		
	満のもの		
	外径が0.4メートル		180円
	以上0.7メートル未		
	満のもの		
	外径が0.7メートル		260円
	以上1メートル未満の		
	もの		

水道管、	外径が70ミリメートル	長さ1メートル	13円
下水道	ル未満のもの	につき1年	
管、ガス	外径が70ミリメートル		19円
管その他	ル以上100ミリメー		
これらに	トル未満のもの		
類するもの	外径が100ミリメー		28円
	トル以上150ミリメ		
	ートル未満のもの		
	外径が150ミリメー		38円
	トル以上200ミリメ		
	ートル未満のもの		
	外径が200ミリメー		57円
	トル以上300ミリメ		
	ートル未満のもの		
	外径が300ミリメー		76円
	トル以上400ミリメ		
	ートル未満のもの		
	外径が400ミリメー		130円
	トル以上700ミリメ		
	ートル未満のもの		
	外径が700ミリメー		190円
	トル以上1,000ミリ		
	メートル未満のもの		

	外径が1メートル以上のもの		510円
郵便差出箱	1個につき1年		360円
公衆電話所			850円
競技会、集会、展示会、博覧会 その他これらに類する催しのため 設けられる仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき 1日	当該土地の 価格の 1000分の0.2を 超えない額 の範囲内で 市長が定め る額	
標識	1本につき1年		680円
警察署の派出所及びこれに附属 する物件又は天体、気象若しくは 土地観測施設	占用面積1平方メートルにつき 1年		850円
工事中用板囲い、足場、詰所その他 の工事中用施設又は土石、竹木、 瓦その他の工事中用材料置場	占用面積1平方メートルにつき 1月		87円
業として行う映画撮影及び興行 のための仮設工作物	1日につき		9,000円

	外径が1,000ミリメートル以上のもの		380円
郵便差出箱	1個につき1年		270円
公衆電話所			630円
競技会、集会、展示会、博覧会そ の他これらに類する催しのため 設けられる仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき 1日	当該土地の 価格の 1000分の0.2を 超えない額 の範囲内で 市長が定め る額	
標識	1本につき1年		500円
警察署の派出所及びこれに附属 する物件又は天体、気象若しくは 土地観測施設	占用面積1平方メートルにつき 1年		630円
工事中用板囲い、足場、詰所その他 の工事中用施設又は土石、竹木、瓦 その他の工事中用材料置場	占用面積1平方メートルにつき 1月		96円
業として行う映画撮影及び興行 のための仮設工作物	1日につき		9,000円